平成２７年（フ）第７２０号
福岡市南区桧原１丁目34番20号、前住所福岡市南区柏原６丁目11番32―105号
債務者　明石恵利子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７４２号
福岡市博多区東那珂１丁目15番５―504号
債務者　松尾久美子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７４７号
福岡市早良区南庄３丁目26番１―301号
債務者　中越カズヨ
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７５０号
福岡市南区横手南町26番１号
債務者　佐藤　尚子
1　決定年月日時　平成27年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７５１号
福岡市西区今津4815番地
債務者　久保　和寛
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７５５号
福岡市博多区寿町３丁目３番10―203号
債務者　梶原　　繁
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７６０号
福岡市早良区高取１丁目21番４―202号
債務者　久保　惠子（旧姓大坪）
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７６５号
福岡市博多区東那珂１丁目17番27―202号
債務者　森　　浩行
1　決定年月日時　平成27年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７７４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋454番地３　ミルト・インＢ202号
債務者　城戸　寿昌
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第７７９号
福岡市西区下山門４丁目４番20―105号
債務者　松比良功三
1　決定年月日時　平成27年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５５号
長崎県諫早市高来町法川144番地１、旧住所佐賀県藤津郡太良町大字大浦丙103番地２
債務者　松本　良始
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第３５５号
仙台市泉区将監４丁目29番13―102号
債務者　佐藤　勝志
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
茨城県水戸市千波町1385番地の１　セゾン・寿ハイツ201号
債務者　川上　英一
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１２２号
茨城県水戸市見和３丁目1513番地の15見和マンション403号
債務者　猿田みゆき
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第６０号
長野県千曲市大字磯部752番地　ハイツエイトＦ号
債務者　内桶　康子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１７７号
兵庫県加古郡播磨町東野添２丁目18番１号メゾネット土山Ｂ棟101号
債務者　伊藤　秋吉
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３６６号
広島市南区宇品西５丁目12番１―806号
債務者　里吉　美樹
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月11日まで　広島地方裁判所民事第４部